

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	平成28年8月30日（火）	調査時間	11:12～12:07
調査先	岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課	実施場所	岐阜県議会棟 議会運営委員会室
説明者	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 林課長 ほか	現地視察等	
調 査 概 要			
<p>1 説明内容</p> <p>岐阜県における在宅医療・介護連携推進事業に係る市町村支援、重症心身障がい児者の現状と在宅医療支援施策、医師確保の取り組みについて</p> <p>2 質疑の概要</p> <p>○岐阜県外での医療機関の受診について</p> <p>高度医療を求めて岐阜県外の医療機関を受診する方の数については、ほかの課の担当となるため、後日提供する。</p> <p>なお、東濃地区については名古屋が近いため、高度医療に限らず生活圏として名古屋のほうで受診することが多い。</p> <p>○在宅療養を支える関係機関について</p> <p>機能回復の面において、柔道整復師については検討前であるが、通所リハや訪問リハの団体と連携を取っていく必要があると考えている。</p> <p>○地域医療構想における療養病床数について</p> <p>地域医療構想については、五つの圏域をまわって調整会議を開き、地域の利害関係者のそれぞれの立場から意見を出してもらって先々月に策定した。</p> <p>ただ、全ての関係者が会議に参加したわけではないことから病床数の削減数が目標値のように捉えられてしまうことがある。</p> <p>あくまで一つの指標であり、これをもとに地域でそれぞれの役割をみずから検討してほしいと説明している。</p> <p>○医師確保の取り組みについて</p> <p>地域づくりの観点も踏まえて医師確保について考える必要がある。</p> <p>高校生や自治医大生を地域に連れて行き、僻地の中での医療の現状や実際の生活を見てもらい取り組みを行っている。</p> <p>○小児在宅に関する病院と診療所共通のパスについて</p> <p>パスについては、在宅移行の現場で実証研究を行いブラッシュアップしていくので、今年度中の本格展開は難しいと考えている。</p>			

調査の成果・委員会としての意見等

○医師確保の取り組みにおいては、地域づくりの観点からの必要性についても考えられており、高知県においても同様の取り組みが必要であると感じた。

○重症心身障がい児者への支援について、積極的に取り組まれていることから、また別の機会に勉強のために訪問したい。

○調査出張終了後、平成28年7月に策定された「岐阜県地域医療構想」の冊子を郵送で提供していただき、大変参考になった。

特 記 事 項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	平成28年8月30日（火）	調査時間	15:04～16:16
調査先	三重県総合博物館	実施場所	交流活動室
説明者	松井副館長 ほか	現地視察等	施設見学
調 査 概 要			
<p>1 説明内容 三重県総合博物館の概要、子供たちの能動的な学びを引き出す取り組みについて</p> <p>2 視察の概要 ○交流活動室で松井副館長から施設の概要、中村学芸員から子供たちに対する取り組みについて説明を受け、その後、施設を見学しながら質問を行った。</p> <p>○ミュージアムフィールドの活用について 芝生のフィールドに加えて奥の林も三重県総合博物館の敷地となっている。 夏休みは林で昆虫採集を行い、昆虫標本の作製まで行う講座を実施した。 また、植物の観察会や自然の分野で活用している。 さらに、調査研究においてもミュージアムパートナーの親子と一緒に月に1回同じルートを通り、その時期ごとにどのような植物等があるかを調査している。</p>			
調査の成果・委員会としての意見等			
<p>○子供が体を動かしながら学習できる「こども体験展示室」や、子供たちが興味を持って展示資料を見学できる環境づくりがされていた。調査当日も多くの子供たちが施設を見学しており、本県における文化施設の取り組みにも参考になるものだと感じた。</p>			
特 記 事 項			

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	平成28年8月31日（水）	調査時間	9:38～11:04
調査先	伊勢河崎商人館	実施場所	河崎角吾座
説明者	西城事務局長	現地視察等	施設見学
調 査 概 要			
1	<p>説明内容 伊勢市河崎地区のまちづくりの歴史及び現在の取り組みについて</p>		
2	<p>質疑の概要</p> <p>○国の登録有形文化財指定による特別交付税について 伊勢河崎商人館は国の登録有形文化財に指定されており、伊勢市には毎年1件当たり16万円の特別交付税が交付されているが、その還元はほとんどない。</p> <p>○伊勢河崎の存続について 伊勢市の観光客のほとんどは外宮や内宮へ行ってしまい、少し離れている河崎にはあまりこない。行政も河崎に人を呼び込むことにはあまり熱心ではなかった。遷宮の年であれば800万人から1,000万人の観光客が伊勢市を訪れるが、河崎を訪れるのはその数パーセントでしかない。 現在はイベント等を継続的に開催し、徐々に河崎のよさを認識してもらえてきたが、活動を続けていないと忘れられてしまう。 活動している人材の高齢化が進んでいることから、次の世代にどうやって引き継いでいくかが大きな課題となっている。</p> <p>○空き家の活用について 伊勢河崎商人館では、使われていない河崎の蔵や町屋の情報を借上希望者に提供し、そこに居住して商売をしてもらう「仲人事業」を実施している。 この事業により、蔵や町屋を壊すことなく活用できている。 また、この「仲人事業」を発展させ、地元の商工会等と提携し、さまざまな支援を活用しながら蔵や町屋を維持していく方向に進み始めている。</p>		

調査の成果・委員会としての意見等

○歴史的な町並みは、何もしなければ消えてしまう。それを食いとめることができるのは若者の力が中心となることから、移住の取り組みと連携して地域を活性化していくことが必要だと感じた。

○町屋などの活用については、所有者の理解・協力を得ることが不可欠であり、借主と所有者をコーディネートすることに加えて、建物の補修等に係る行政の支援も必要だと感じた。

特 記 事 項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	平成28年8月31日（水）	調査時間	14:09～14:51
調査先	京都府健康福祉部 生活衛生課	実施場所	第4委員会室
説明者	高宮生活衛生課長	現地視察 等	
調 査 概 要			
<p>1 説明内容 避難所における食品衛生確保ガイドライン作成理由及び趣旨、特徴並びに活用状況について</p> <p>2 質疑の概要</p> <p>○食品の製造年月日の表示について 食品衛生法上、この時間までに食べてくださいという期限表示になっており、製造年月日を表示するシステムにはなっていない。 マニュアルの46ページには「ボランティアが作った食品を配布する場合は、作った日時がわかるようにしておきましょう。」と記載している。</p> <p>○ボランティアによる食品の提供について 炊き出しであれば提供後すぐに食べるので問題ないが、家庭でつくるおにぎり等の加熱調理後に手を加えるものは避けたほうがよいことから、マニュアルの17ページに「加熱調理後に手を加えるもの（サラダ、和え物、おにぎりなど）は避けましょう。」と記載している。 手がブドウ球菌に汚染されている場合、その手で握ったおにぎりもブドウ球菌に汚染されてしまう。適正な温度管理がされず、輸送に時間がかかると菌が増殖し、食中毒の原因となってしまうので、おにぎりを直接手で握ることは避けたほうがよい。</p>			

調査の成果・委員会としての意見等

○給食センターのおにぎり製造機で災害時に大量におにぎりを製造する場合においても、機械を衛生的に管理する必要がある。

おにぎりを災害時の救援物資としないことが一番望ましいが、どうしてもおにぎりにする場合は、素手では握らずに、使い捨ての手袋を使用するか、ラップに包んで握ることが必要である。

また、作成日時や提供日時を記録するとともに、受け取ったらすぐに食べるように伝えることが大事だと思う。

○災害時には、輸送に時間がかかることや温度管理が難しいことから、直前加熱してすぐに食べられるものやパンなどが中心となり、多少は我慢することも必要だと感じた。

○京都府が作成している避難所における食品衛生確保ガイドラインは、あえて冊子にせず、各ページを切り離すことができる仕様になっている。

これは、必要に応じて切り離して掲示するなどできるようにしているものである。

今後、高知県でも同様のガイドラインの作成が必要だと思われるので、大変参考になった。

特 記 事 項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	平成28年9月1日（木）	調査時間	9:22～10:19
調査先	広川町総務政策課 教育委員会事務局	実施場所	広川町議会 執行部控室
説明者	総務政策課 竹中主事 ほか	現地視察等	
調 査 概 要			
<p>1 説明内容 広川町における防災関連事業及び防災教育について</p> <p>2 質疑の概要</p> <p>○避難施設の日常の使用及びメンテナンスについて 稲むらの火祭りの実行委員会の会議や施設見学の際に活用している。 日常の発電機等のメンテナンスは業者に依頼しているが、清掃等は役場の職員が行っている。</p> <p>○一時避難所の位置について 町として一時避難所を指定しているが、基本的には町指定の避難所にこだわらず、津波到達予想時間の30分以内に避難できる範囲の高台に避難してもらうようお願いしている。 基本的には浸水区域外に一時避難所を設けているが、高齢者や障害者等は30分以内に高台に避難することができないことから、浸水区域内に5階建ての避難施設を建設している。 高齢者等の避難行動については、500メートルが限度といわれている。 広川町役場、津波防災教育センター、建設中の避難施設の三つで広地区の浸水区域内では500メートル圏内でどこかの施設には避難できるようになる。 これからは避難計画の作成に取り組んでいきたい。</p> <p>○消防団員の役割について 消防団員には水門及び陸閘の閉鎖と避難者の誘導をお願いしているが、津波警報から15分から20分程度経過した後には避難してもらうようにしている。</p> <p>○自主防災組織について 自主防災組織の組織率は100パーセントだが、毎年さまざまな活動をしている組織もあれば結成後に余り活動していない組織もあるので、協議会を通じて活動を活発化できるような取り組みを進めたい。</p>			

調査の成果・委員会としての意見等

○防災教育にも学校の授業の中で取り組む学校教育と地域のお祭りなどを通じた社会教育があり、それぞれの地域に応じて内容も異なるが、実際に体験することで意識の向上につながる。

○地域との交流を繰り返すことで郷土愛が育まれ、積極的に社会参画しようとする意識が芽生えると感じた。

○防災が地域の文化として根づいている広川町の話を知ることによって、高知県の状況と比較することができた。

高知県としても、防災の取り組みを継続し、文化として根づかせることが必要だと感じた。

特 記 事 項

調査出張報告書〔危機管理文化厚生委員会〕

調査年月日	平成28年9月1日（木）	調査時間	10:28～12:06
調査先	稲むらの火の館	実施場所	ガイダンスルーム ほか
説明者	崎山館長	現地視察等	施設・堤防見学
調 査 概 要			
<p>1 説明内容 地震津波の脅威及び濱口梧陵の功績と教訓並びに広村堤防について</p> <p>2 視察の概要 ○3D津波映像シアターで地震津波の恐ろしさとその威力を体感した後、ガイダンスルームで崎山館長の講話を受け、その後、施設を見学しながら質問を行った。</p> <p>○バスで湯浅広港へ移動し、現地で崎山館長から広村堤防について説明を受け、意見交換を行った。</p>			
調査の成果・委員会としての意見等			
<p>○2015年12月、国連総会委員会において、11月5日を国連の共通記念日である「世界津波の日」とすることについて、全会一致で採択された。</p> <p>これは、1854年旧暦11月5日に起きた安政南海地震の際、和歌山県広川町の庄屋だった濱口梧陵が、稲むらに火をつけ、村人を高台に導いて大津波から命を救った逸話「稲むらの火」に由来している。</p> <p>11月25日、26日に高知県黒潮町において開催される青少年による国際会議「世界津波の日」高校生サミットに先駆けて、高校生スタディツアーが11月23日から24日にかけて開催され、「稲むらの火の館」を視察することもあり、委員会としても視察させていただいた。</p> <p>今回のサミットに参加する高校生たちには、これらの経験を通じて、将来、地域の防災活動を牽引する人材となってもらいたい。</p> <p>○3D津波映像シアターで鑑賞した防災ドラマについては、県内各地で上映できたらよいと思う。</p>			
特 記 事 項			